

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 27 日

学校法人 都築教育学園

理事会 御中

評議員会 御中

監 事 竹山 和巳印
監 事 前半裕敏印

私たちは、学校法人都築教育学園監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)基本調査基礎調査、実態調査、事業報告書、予算書、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表)を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査に当たり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、基本調査票、基礎調査票、実態調査票は関係資料と符合しており、事業報告、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。